

# 診療所の病床設置を指定都市で手続可能とすることで、手続の利便性の向上と適切な医療提供に寄与

～診療所の病床設置に係る許可権限等の都道府県から指定都市への移譲～

地方への事務・権限の移譲

詳しくは提案募集方式データベース「27年」管理番号「96.134.306」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



## ポイント

指定都市における診療所の病床設置に係る許可権限等が都道府県から指定都市へ移譲されたことにより、診療所の手続窓口が指定都市に一本化され、有床診療所開設者の利便性の向上と適切な医療提供に寄与

(政令 地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第82号))



## 有床診療所の開設手続が迅速になるとともに、地域医療資源の状況把握等が容易に!



### 取組の概要

- 平成9年に診療所の開設許可権限は保健所設置市に移譲された。また、平成27年4月には、病院の開設(病床設置を含む。)許可権限が都道府県から指定都市に移譲された(第4次一括法施行)が、診療所の病床設置許可権限は、依然として都道府県にあった。
- このため、有床診療所の開設等申請者にとっては、開設許可は指定都市に、病床設置許可は都道府県にと2箇所に申請することになり、わかりづらく利便性も悪い状況であった。
- 提案の結果、地方自治法施行令が改正され、平成29年4月より診療所の病床設置に係る許可権限等が都道府県から指定都市へ移譲された。

### 取組の成果

- 有床診療所の開設にあたっての申請窓口が指定都市に一本化され、申請者の利便性が向上するとともに、事務手続の迅速化が図られた。
- また、病院及び診療所の事務権限が指定都市に一本化されたことにより、指定都市では地域医療資源の情報把握が容易になり、適切な医療提供に寄与することが期待される。

### 権限移譲により、診療所の開設許可と病床設置許可の申請が一括して市で手続できるようになりました!

関係者の声  
神戸市健康局  
保険所医務業務課  
担当者



権限移譲により、有床診療所の開設者が行う診療所の開設と病床設置に関する手続の相談・申請が市へ一元化され、利便性の向上が図られました。

また、診療所の移転や継承を行う場合や、同一法人の診療所間で病床を移動する場合などにおいても、同様に複数手続の同時申請が可能となりました。

市としても、事務処理を同時に行うことができるようになり、審査期間の短縮・事務処理の効率化に繋がっています。

高齢化が進展する中で、地域の医療資源である病院や診療所について、市が一元的に状況把握、監督指導を行うことができるようになりました。

神戸市内の病院・医科診療所数 (令和3年3月現在)

病院	医科診療所	
	有床	無床
108	52	1,599



制度改正後に病床設置の手続を行った診療所

# 常勤でない医師も診療所の管理者と認められる旨の明確化により、医療提供体制の充実に寄与

～へき地等における診療所の管理者の常勤に関する考え方の明確化～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「1年」管理番号「37」で検索!

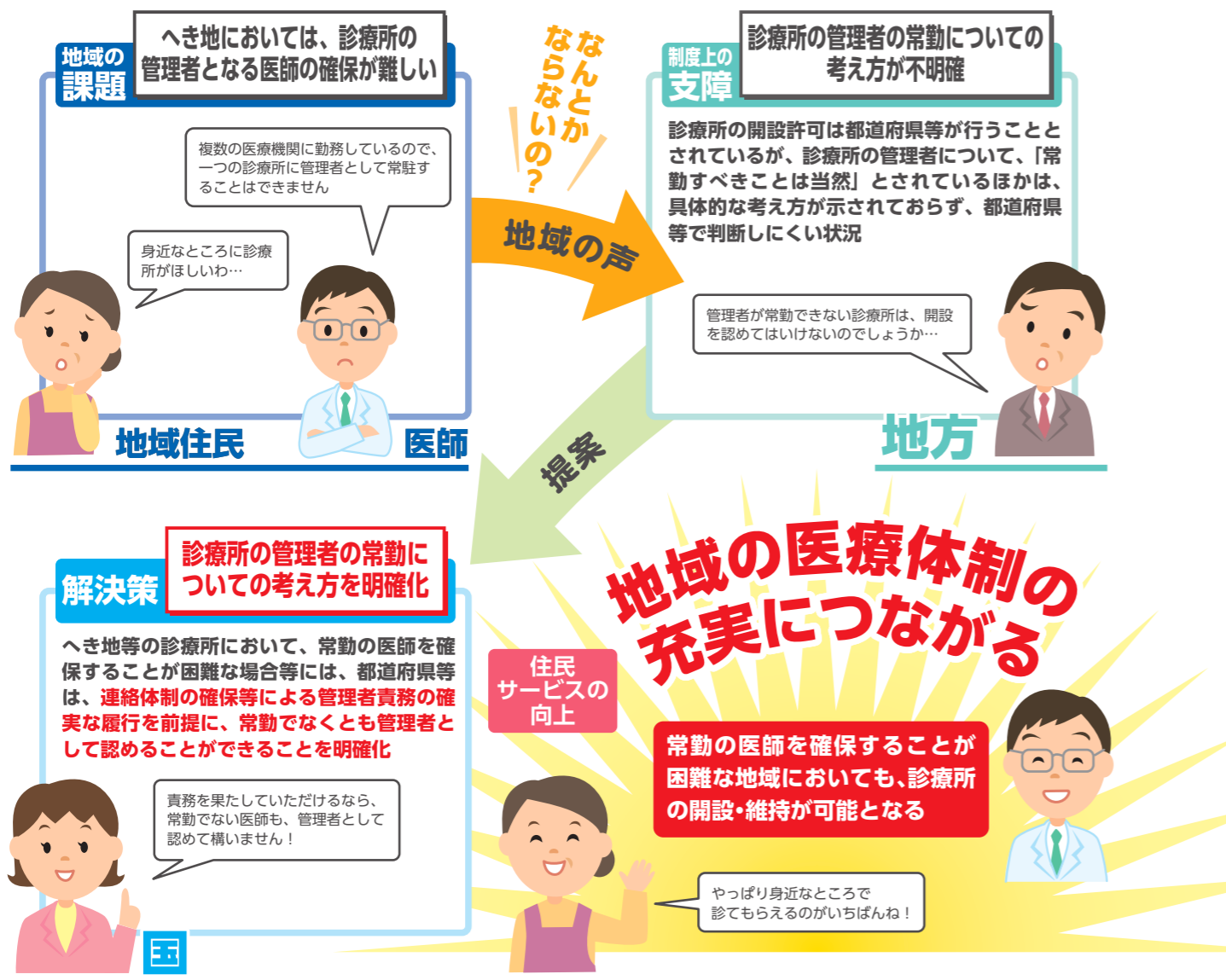
二次元コードからもアクセスできます



## ポイント

医師が不足しているへき地等の診療所の管理者について、管理者責務の確実な履行を前提に、常勤でなくとも管理者として認めることができることが明確化され、当該地域の医療の確保に寄与

(通知 診療所の管理者の常勤について(令和元年9月19日 医政総発0919第3号、医政地発0919第1号))



## 都道府県等の判断権限の明確化により、へき地等の医療の確保に寄与



### 取組の概要

- 診療所の管理者は、「当該診療所における管理の法律上の責任者であり、原則として診療時間中当該診療所に常勤すべきことは当然」とされているほかは、具体的な考え方が示されていなかった。  
(管理者の常勤しない診療所の開設について 昭和29年10月19日 医収第403号)
- へき地や医師少数区域である過疎地域、離島等では、医師の高齢化や後継者不足により、常勤の管理者の確保が困難になりつつあり、診療所の存続について危機感を有していたが、上記の通知により、常勤でない医師を診療所の管理者として認めることができるかどうか不明確であった。
- このため、島根県は、診療所の管理者の常勤について、個別事例は都道府県等の判断によることの明確化を求める提案を提出。この提案には複数の地方公共団体の追加共同提案があり、同じ思いを有していた地域の存在を浮き彫りにした。
- 提案の結果、都道府県等は、医師が不足している地域で常勤の医師の確保が困難である場合等には、管理者責務の確実な履行を前提として、例外的に常勤でない医師も診療所の管理者として認めることができるとの考え方を示した通知が、令和元年9月に厚生労働省から各都道府県宛に発出された。
- これにより、都道府県等は、地域の実情に応じて、常勤でない医師を診療所の管理者として認めることを明確に判断できるようになり、早急な地域医療の確保対策に着手することができるようになった。

### 取組の成果

- 島根県では、令和元年10月以降、常勤の管理者が不在となった複数の診療所において、他の病院に在籍する常勤でない医師を管理者として認め、診療所を存続させている。
- 少子高齢化、過疎化が進展する地域において文字通り生命線となる支障を解決できたことは、島根県と国のスピード感を重視した対応が生きた成果といえる。

### 島根県における事例をご紹介します



1. 国民健康保険五箇診療所(島根県隠岐の島町)  
令和元年10月1日～令和3年3月31日までの期間、管理者の確保ができず、五箇診療所と同じ島内で20km程度の距離がある隠岐広域連立隠岐病院に在籍の医師が管理者となる。
2. 国民健康保険池田診療所(島根県大田市)  
令和3年3月31日で管理者が退職し、後任の管理者の確保が困難であったことから大田市立病院の院長が管理者となる。

## 早くも県内で成果が出ています！ 提案してよかったです！

関係者の声  
島根県健康福祉部  
医療政策課  
主任主事  
安井 大輔 氏



当県は中山間地域や離島が多く、地域医療維持は最重要課題のひとつでした。一方で医師の人数には限りがあり、高齢化も進む中で、常勤できる医師の確保は困難になっていく事態が次々と現実化していきます。「診療所の管理者の常勤性の判断は都道府県ができる」ことを明確化しない限り、この課題にしっかり立ち向かうことができないと悩んでいたところに「地方の声で国の制度を変えられる、明確化できる」提案募集制度を知り、内閣府に相談したところ、当県の提案はその年のうちに実現することができました。その結果、早くも成果が出てきており、担当として大変満足しています。

大事なことは、地域のリアルな現状を我々地方公共団体が危機感をもって訴えることだと思います。

## 今後他の地域で生じる課題解決の 糸口になればと思います

関係者の声  
隠岐広域連立立隠岐病院  
島の医療人育成センター長・  
副診療部長・麻酔科部長  
助永 親彦 氏



隠岐広域連立立隠岐病院所属の医師でありながら、1年間国民健康保険五箇診療所の管理者を務めていました。離島へき地における常勤医確保は非常に厳しい状況であり、従来の解釈では診療所の開設継続自体が危ぶまれていました。これは一診療所の存続の問題だけではなく、地域包括ケアシステムに大きく関わる重要な課題でした。

今回医療圏の中核病院の医師が診療所を管理することで病診連携が強化されるなどのメリットも実感できました。今後様々な地域で生じてくるであろう離島へき地における診療所管理者問題の解決の糸口にしていただければありがたいです。



五箇診療所



診療風景

## 通い慣れた診療所を維持して住民の皆さんに 安心して暮らして頂きたい

関係者の声  
大田市立病院  
院長  
西尾 祐二 氏



令和3年3月末に、大田市内三瓶地域にある国民健康保険池田診療所の管理者が退職されるにあたり、後任確保が困難であったため、私が引き受けることに致しました。過疎地域での診療所の消滅は、住民の健康管理の劣化に直結し、生活の質の低下や過疎化の加速にも繋がります。通い慣れた診療所を維持することで、住民の皆さんが、これからも安心して暮らして頂けるよう、微力ながら頑張っています。



池田診療所



診療風景

## 身近な診療所は生活の基盤、 市立病院との連携もうれしい

関係者の声  
池田診療所を利用  
されている方々の  
声



- ・身近に診療所があつてとても助かっている。
- ・若い先生方でとてもエネルギーを感じる。家族の事もよく分かってもらえてありがたい。
- ・まちが存続するための基盤として病院が重要な要素だと強く感じる。
- ・市立病院と繋がっていて病気によっては直ぐに市立病院へ治療の橋渡しをしてもらえる。
- ・市立病院で治療を受けた時のデータを見ることができると診療所でも治療が継続できて助かる。

# 介護認定に係る調査主体の資格要件の見直しにより、効率的な介護認定に寄与

～介護認定に係る調査を委託する際の職員の資格要件の見直し～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「30年」管理番号「49,319」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



## ポイント

指定市町村事務受託法人が介護認定に係る調査を行う場合、介護支援専門員のほか、専門的知識を有する者に調査を行わせることが可能となり、効率的な介護認定に寄与

(省令 老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号))



## 介護認定に係る人材確保、効率的な介護認定のため提案



### 取組の概要

- 所沢市における介護認定調査員は、社会福祉士等の資格と埼玉県及び同市で実施している調査員研修受講により、介護支援専門員の資格がなくても介護認定調査業務を実施可能としていた。
- しかし、指定市町村事務受託法人への委託に関しては、介護保険法上、「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。」とあり、埼玉県に確認したところ、これに該当する省令が無いため、介護支援専門員でないと調査はできない状況と判明した。
- 介護支援専門員は、ケアプラン作成を本業とされる方が多く、指定市町村事務受託法人が調査業務で、介護支援専門員の募集をかけても応募が少なく、人材確保が困難となっていた。

**介護認定に係る調査事務の委託**

市区町村は介護認定に係る調査事務の一部を、当該調査事務を適正に実施できると都道府県知事に認められた指定市町村事務受託法人に委託することができる。

**指定市町村事務受託法人**

介護保険法第24条の2第1項に基づき、保険者(市区町村)から委託を受けて保険者事務(要介護認定調査事務や照会等の事務)の一部を実施する法人として、都道府県が指定した法人。

- 所沢市では、平成30年4月から新規申請調査も合わせて月540件の調査を委託する予定だったが、指定市町村事務受託法人が介護支援専門員の資格のある調査員を確保できないことにより、100件前後は同市の調査員が予定以上の調査を行わなければならない負担がかかっている状況だった。
- このため、介護認定の申請から調査実施までに時間がかかり、介護保険法で定められた30日以内に認定結果を出さなければならないところ、40日以上もかかることもあり、認定業務全体に遅れが生じていた。
- 提案の結果、令和2年4月1日をもって、厚生労働省令が改正され、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合の調査員の資格要件が緩和されることにより、介護支援専門員のほか、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者に調査を行わせることが可能となった。

### 取組の成果

- これにより、指定市町村事務受託法人における介護認定調査員の人材確保の促進、調査に要する時間の短縮、処理できる調査件数の増加、もって、効率的な介護認定の促進に寄与することが期待される。

### 提案の実現により、介護認定の調査業務がスムーズになりました

**関係者の声**

所沢市 介護保険課 担当者

介護認定の訪問調査業務は、法律に定められた期間内に認定結果を出す必要がありますが、年々、認定調査件数が増加する一方、認定調査を行う市職員の増員は困難であり、介護認定の調査業務を円滑に進めるためには、認定調査の更なる外部委託は不可欠でした。

提案の実現により、外部委託の促進が進み、市の介護認定の調査業務がスムーズになりました。



那覇市(沖縄県)

**本市を退職後、引き続き調査業務の継続を希望する方の就職先の受け皿が広がりました!**

関係者の声

那覇市  
チャージンじゅう課  
介護認定担当者



提案は、指定市町村事務受託法人から、必要とされる資格要件について、市と同等にしてもらいたいとの要望がきっかけでした。

本市の調査員業務を経験した職員で介護支援専門員の資格を有しない者が、本市を退職後、引き続き調査業務の継続を希望する際の就職先の受け皿が広がりました!

(指定市町村事務受託法人)  
特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ(那覇市)

**資格要件が拡大され、人材確保への幅が広がりました**

関係者の声

本制度を活用した  
指定市町村事務受託法人  
[NPO法人介護と福祉の調査機関おきなわ]認定調査担当者



提案の実現により、介護支援専門員の継続研修を受講していない専門資格を有する調査員を継続雇用することができ、更新研修受講のため調査ができない時間も減り、円滑な認定調査が行えるようになりました。制度改正によって資格要件が拡大され、人材確保への幅が広がりました。

(指定市町村事務受託法人)  
社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会(所沢市)

**人材の確保、ひいては雇用安定の効果も得られています**

関係者の声

本制度を活用した  
指定市町村事務受託法人  
「社会福祉法人  
所沢市社会福祉協議会」担当者



規制緩和により、社会福祉士等の福祉資格や看護師等の医療的資格を持つ方など、介護支援専門員以外の資格でも認定調査ができるようになったため、人材の確保に期待しています。以前は、限定されていたので、調査員の確保に苦慮していました。

本会は平成30年4月より指定市町村事務受託法人として認定調査業務の委託を受けています。

制度改正により、介護支援専門員の資格を更新せず引き続き調査業務に携わっている調査員が6名おり、調査件数の増加や雇用安定の効果を得られ、円滑な認定調査が行えるようになりました。

(指定市町村事務受託法人)  
社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会(所沢市)

**介護支援専門員の資格を更新しなくても、認定調査の仕事が続けられます**

関係者の声

本制度改正後、  
指定市町村事務受託法人で認定調査を行われている担当者



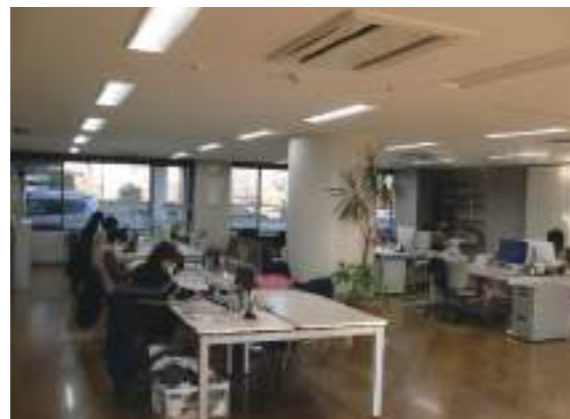
長年介護認定調査員として、要介護認定の調査に従事してまいりました。

要介護認定の調査は、認定調査対象者の要介護度の決定に大きく影響するため、非常に重要な仕事と考えております。

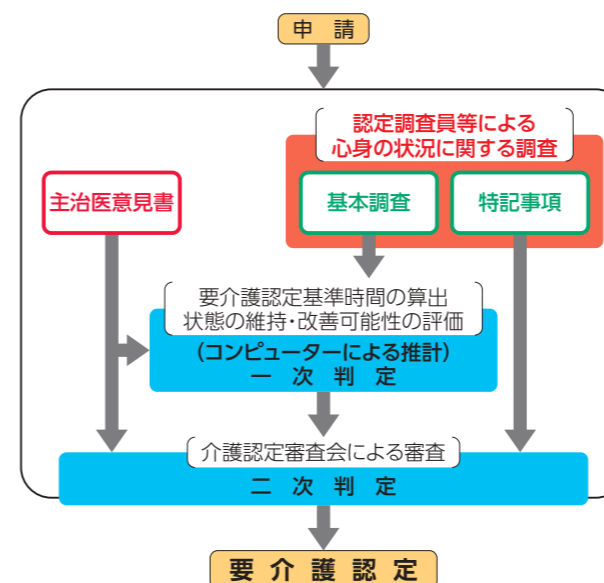
介護支援専門員資格を更新せずに調査員を続けられるようになり、介護の現場での経験とともに、介護福祉士や栄養士としての経験を活かし、認定調査を行う際は、ご本人やご家族の方の負担を考慮しつつ、できるだけ速やかに正確な認定調査ができるよう努力しております。



所沢市社会福祉協議会介護保険認定調査事務所



**要介護認定の流れと介護認定(訪問調査)の様子**



介護認定(訪問調査)の様子

# 中核市における指定障害福祉事業者に関する事務の一体的な管理により、事業者の利便性が向上

～指定障害福祉事業者に対する業務管理権限の中核市への移譲～

地方に対する権限移譲

詳しくは提案募集方式データベース「27年」管理番号「189」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

全ての事業所が同一中核市内にある指定障害福祉事業者からの業務管理体制に係る届出の受理等の事務権限を県から中核市に移譲することにより事業者の利便性が向上するとともに、中核市における効率的な事務遂行に寄与

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)



## 事業者・自治体双方の事務の効率化を通じて障害福祉サービスの向上に寄与

### 取組の概要

- 指定障害福祉事業者の指定権限については、都道府県から中核市に既に移譲済みだったが、全ての事業所が同一中核市内にある事業者の業務管理体制に係る届出の受理等の権限については、中核市に移譲されず、都道府県が事務権限を持っていた。
- これにより事業者は、指定に係る申請は中核市に、業務管理体制に係る届出等は都道府県へ提出しなければならず、申請や届出先が複数あることで混乱していた。
- 中核市である宇都宮市は業務管理体制に係る届出の受理等の事務処理能力があるにも関わらず、その事務権限が移譲されなかった為、一体的な事務処理が行えずに非効率的な事務処理となっていた。
- そこで、すべての事業所が同一市内にある事業者の業務管理体制等に係る届出の受理等の事務権限を、都道府県から中核市に移譲することを提案。事業者にとっては手続きがわかりやすくなり、中核市にとっては一体的な事務処理が可能となるなど、双方にとってメリットのある内容であった。

### 取組の成果

- 提案の実現により、すべての事業所が同一市内にある事業者の業務管理体制に係る届出の受理・検査・勧告等の権限が中核市に移譲されることにより、事務の効率化を通して障害福祉サービスの向上につながった。

### 事業者から、分かりやすくなったと喜ばれています

関係者の声  
宇都宮市  
保健福祉総務課  
担当者



提案をした平成27年度当時、指定障害福祉事業者の指定権限については、栃木県から宇都宮市に移譲されていましたが、業務管理体制に係る届出の受理等の事務権限は、まだ移譲されていませんでした。このため、市内のみで事業所を運営している事業者にとっては、宇都宮市に指定の申請をして認可を受けているものの、業務管理体制に係る届出は栃木県に提出することになるなど、分かりにくいものとなっていました。この提案によって、業務管理体制に係る届出の受理等も宇都宮市でできるようになったので、本市内のみで活躍している地域の指定障害福祉事業者に関する事務については、本市で一体的に取り扱うことができるようになり、事業者にとっては事務手続きがより分かりやすくなることで、提出もれの防止などにつながりました。また、不祥事等が起きた場合においては、ひとつの自治体で対応できるため、速やかな対応が期待できます。